

事務連絡
平成31年1月17日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

収益10億円超又は負債20億円超の法人であって会計監査未実施法人に対する
アンケート調査の実施について（依頼）

社会福祉法人に対する指導監督につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成29年度から、社会福祉法で特定社会福祉法人に対する会計監査人の設置が義務付けられ、法定の会計監査が初めて実施されました。

厚生労働省では、会計監査人の設置を円滑に進めていくため、会計監査の導入効果や課題を具体的・網羅的に把握することを目的としてアンケート調査を二段階で行うこととし、第一段階として、平成30年11月2日～19日にかけて、平成29年度に会計監査を実施した全法人を対象に、会計監査の効果、監査報酬・事務に係る負担等について調査致しました（第1次調査（回収率96%。このうち有効回答520法人））。

今般、第二段階として、収益10億円超又は負債20億円超の法人であって会計監査未実施の全法人（約1,700法人）（以下「対象法人」という。）を対象に、会計監査に関する意識、監査実施に向けた準備状況、会計監査を導入するとした場合の課題等を把握するため、アンケート調査（第2次調査）を実施することと致しました。

つきましては、ご多忙中大変恐縮ですが、別添のアンケート票及び添付文書を貴管内の対象法人に配布・回収を行っていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む）に対して本アンケート調査の周知及び調査票の取りまとめについてご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 配布物

- ・報告様式 **「【第2次】（社会福祉法人〇〇）アンケート調査票」**
（エクセル形式、法人ごとに1つのファイルを使用し、〇〇に法人名を記載してください）
- ・添付文書（いずれもPDF形式。適宜印刷して頂き、ご回答の参考としてください。）
「（別添1）会計監査未実施法人に対する会計監査に関するアンケート調査について」
「（別添2）第1次調査結果概要資料」
「（別添3）会計監査に関する参考資料」

2. 提出方法 **excel形式のアンケート調査票のみ、メールにてご提出ください。** **（1法人1ファイルですので、所轄庁でファイル統合やシート整理をしないで下さい。）**

3. 提出期限 **平成31年1月31日（木）【〆切厳守でお願いします】**